

## 平成24年度 山梨県森林審議会（第1回） 会議録

1 日時：平成24年11月8日（木）午後1時30分～午後3時00分

2 場所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）泉 桂子、岡 久、嶋 光雄、高村 忠久、辻 一幸、戸栗 敏、土橋 金六、  
藤原 俊男、三好 規正、山瀬 俊彦、山村 元子、若尾 直子、若林 一明  
以上13名

（事務局）深沢林務長、守屋森林環境部次長、佐野森林環境部技監、長江森林環境部技監（森林整備課長）、大堀森林環境総務課長、石原みどり自然課長、中山林業振興課長、江里口県有林課長、沢登治山林道課長、岡部中北林務環境事務所長、中田峡東林務環境事務所長、大芝峡南林務環境事務所長、大竹富士・東部林務環境事務所長、島田森林環境部付主幹、森林整備課課長補佐、森林整備課森林計画担当（3名）

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 審議会委員任命書交付
- (3) 林務長あいさつ
- (4) 職員紹介
- (5) 座長の選出
- (6) 議事録署名委員の選出
- (7) 会長・会長代行の選出
- (8) 会長あいさつ
- (9) 議事
- (10) 閉会

5 議事に付した案件

- (1) 森林保全部会長・保全部会委員の指名について
- (2) 諮問事項  
・富士川上流及び富士川中流 地域森林計画変更について
- (3) 説明事項  
・山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例（仮称）について
- (4) その他

6 議事の概要

司会：

審議会に先立ちまして、森林審議会委員の任命書を交付させていただきます。お名前をお呼びしますので、その場で林務長から任命書をお受け取りください。

林務長：

（出席の委員に任命書を交付）

司会：

それでは、ただ今から山梨県森林審議会を開催します。

最初に森林審議会の法的根拠でございますが、森林法第68条第1項の規定により、都道府県に都道府県森林審議会を置くこととされています。また、森林審議会への諮問事項につきましては参考資料9ページのとおりでございます。

続きまして、森林審議会の成立についてであります。山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。

当委員会の委員数は15名です。本日は、そのうち13名のご出席をいただいております。過半数に達していますので、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、森林審議会の審議は、公開となっております。後日、県庁ホームページより議事録の閲覧が可能となります。また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっております。本日も傍聴席が設定してあります。

続きまして、本日の資料の確認をお願いします。事前に送付させていただきました資料といたしまして、本日の次第、委員名簿、資料1、富士川上流森林計画区の地域森林計画（変更計画）書（案）、富士川中流森林計画区の地域森林計画（変更計画）書（案）、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例（仮称）概要版、参考資料としまして、本審議会の設置根拠等をお示しした参考資料、富士川上流及び中流計画区の現計画書、それに、本日お手元にお配りしました資料としまして、本日の座席表です。

なお、事前に送付させていただきました資料のうち、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例（仮称）概要版につきましては、一部訂正がございましたので、本日お手元にお配りしております。

資料はお手元にありますでしょうか。資料が無い方はお申し出ください。

それでは、次第に従いまして、深沢林務長があいさつを申し上げます。

林務長：

（あいさつ）

司会：

本日出席の県職員を紹介いたします。（所属長以上紹介）

次に、新会長選出まで、座長を選出して進行したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

委員：

（事務局一任）

司会：

それでは、若林委員に座長をお願いしたいと思います。若林委員、よろしく申し上げます。なお、座長には、今回の審議会の議事録署名委員と、会長及び会長代行の選任について申し上げます。

座長：

ご指名ですので、しばらくの間、座長を務めさせていただきます。まず、本日の議事録署名委員については、いかがいたしましょうか。

委員：

(事務局一任)

座長：

それでは、山瀬委員と山村委員にお願いいたします。

次に、会長及び会長代行の選出についてですが、森林法第71条により委員の互選によるとされていますが、ご意見ををお願いします。

委員：

前期の会長であった辻委員に、引き続き会長をお願いしてはいかがでしょうか。

座長：

委員からのご意見がありましたが、皆さんの賛同を得て決定したいと思います。いかがでしょうか。

各委員：

(異議なし)

座長：

それでは、会長は、辻委員に決定します。

続きまして、会長代行について、ご意見ををお願いします。

委員：

会長代行については、森林審議会委員としての経験が長い、戸栗委員にお願いしてはいかがでしょうか。

座長：

会長代行については、戸栗委員にお願いする意見がありましたが、いかがでしょうか。

各委員：

(異議なし)

座長：

皆様のご賛同がありましたので、会長代行は戸栗委員と決定させていただきます。

それでは、会長と会長代行が決まりましたので、ここで座長を降ろさせていただきます。ご協力、ありがとうございました。

司会：

ありがとうございました。

山梨県森林審議会運営規則第3条により、議長は会長があたることになっておりますので、社会長に議長をお願いします。社会長は議長席にお移りいただき、一言、ご挨拶をお願いします。

会長：

(あいさつ)

議長：

それでは、議事に移ります。

まず、保全部会長及び保全部会委員についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

森林整備課長：

森林整備課長の長江でございます。

森林法施行令第7条により、知事は必要と認める場合は、森林審議会に部会を設けることができることになっております。本県では、森林保全部会を設置しております。その所掌事務は、林地開発に関する事、保安林の指定解除に関する事、松くい虫の被害対策に関する事などであり、ます。

保全部会長及び保全部会委員は、会長が指名することになっておりますので、会長から指名をお願いします。

会長：

それでは、指名をさせていただきます。

保全部会委員は、風間委員、嶋委員、山瀬委員、若尾委員、若林委員の5名にお願いしたいと存じますので、ご了承願います。

次に、保全部会長についてですが、山瀬委員にお願いしたいと存じます。ご多忙のところ恐縮ですが、よろしくをお願いします。

議長：

次に、知事から諮問のありました、「富士川上流及び富士川中流地域森林計画の変更について」を、議題とします。

事務局より説明をお願いします。

森林整備課長：(地域森林計画の位置づけについて説明)

事務局：(「富士川上流及び富士川中流地域森林計画の変更について」説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。続いて、縦覧に供した結果の説明をお願いします。

事務局：

森林法第6条第1項及び第2項に基づき、平成24年10月11日に公告して、25日間の公衆の縦覧に供しましたが、意見の申し出はありませんでした。

また、国関係機関、及び14市町に対して、意見聴取をしたところ、関東経済産業局から意見があり、「計画区内には鉱業法に基づく鉱業権が存在するため、鉱業の実施に際して支障のないよう配慮を願う」旨でした。なお、その他の国関係機関及び市町からは、「特に意見がない」旨の回答をいただいております。

議長：

縦覧に対する意見、及び意見聴取につきましては、説明のとおりであります。

事務局の説明が終わりました。ご意見や質問がありますか。

委員：

今回は全部追加なのですが、変更というのですね。

事務局：

計画書自体は全体の変更ということで、個別に言えば路線等の追加ということになります。

議長：

他にいかがでしょうか。

委員：

資料1の4ページのところで、要整備森林に追加された森林の林齢やヘクタール当たりの本数などがわかれば教えていただきたいというのが一点。

それから、聞き逃したのかもしれませんが、林道の計画で追加されたのが、資料1の7ページの森林基幹道であるのか、森林管理道であるのかについて教えていただければと思います。

議長：

事務局、お願いします。

治山林道課長：

最初のご質問ですが、この要整備森林は林齢が51年生、樹種がスギ、ヒノキになっております。

次に、林道についてのご質問ですが、資料1の7ページを御覧いただきますと、上から森林基幹道、森林管理道、林業専用道、森林作業道とありまして、一番下の森林作業道を除く3つが林道という区分になっております。今回変更を計画しておりますのは、森林管理道と林業専用道にあたります。

委員：

要整備森林の立木の本数というのはデータが無いということではよろしいのでしょうか。

治山林道課長：

本数というより、Ryと申しまして、密度指数、これが現状で0.85という状況で過密林という状況です。

委員：

ありがとうございます。

議長：

他に質問、ご意見ございますか。

委員：

ちょっと初歩的なことをお尋ねしますが、林道はどちらかというと作業のために用いるとイメージしていますが、実際の幅員などは道路法上の道路とあまり変わらないような道路もあるかと思えます。林道を整備することによって、逆に森林への影響、環境への負荷といったようなことは考慮する必要はないのかどうか。資料1の7ページのイラストではかなり大きなトラックも入っているイメージ図になっておりますが、実際、通過するだけに使うような道路であれば、緊急性という点でどうかという気もいたします。

そういったような、林道を整備することによる環境への負荷と、一方で林内路網の整備の必要性ということの考慮についてお教えいただければと思います。

議長：

事務局、お願いします。

治山林道課長：

林道開設に伴う環境への影響ということですが、二つに分けて考えられると思います。

例えば施工中です。施工中につきましては、林道は山を切り崩して造っていきますので、土砂流出の防止とか水質汚濁、また、できるだけ立木を伐採しないようになどといった配慮は行っております。

それから、供用を開始してからの配慮ということですが、南アルプス林道を例にとりますと、協議会を作りまして、一般車を規制して通行の安全の確保と環境への配慮を行うというような取組をしております。

あと、供用を開始してから問題になるのがゴミの不法投棄ですが、これにつきましては捨てられやすい場所に防護柵を設置するなどといった取組もやっております。

議長：

他にいかがでしょうか。

委員：

富士川上流につきましては平成24年4月1日が計画の始期となっておりますが、今回12月で追加というのは、県有林の関係の計画が出てきたからということと理解してよろしいでしょうか。

治山林道課長：

今のご質問ですが、昨年、全国森林計画の変更に基づきまして3つの地域森林計画も樹立・変更させていただきました。その後、冒頭説明もありましたように、路網整備の推進という方針を掲げた国からの指導も踏まえ、今年度に、県営林道・林業専用道をもう一度見直して、今回富士川上流と富士川中流について追加で計画しているという状況でございます。

議長：

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

委員：

私も林道をよく利用させてもらっているのですが、開設した後の維持管理の問題について、中には大雨で流されてしまって車では入れないようなところが見られます。全部調べたわけではないですが、特に山の奥にある幅員3mくらいの林道では、かなり車が通れないような状態で、事故が起きることなど色々と考えられる。林道の維持管理の現状や方法について、県の考えをお聞かせください。

議長：

はい、事務局。

治山林道課長：

林道につきましては、それぞれ管理主体というものがございます。県営林道については県が管理しております。市町村営林道も県内には結構ございまして、それぞれの市町村が管理しております。管理主体が林道の管理をしているというのが基本です。

県の場合ですと、管理委託業務といって建設業者などに委託しており、定期的に土砂の排土などの業務を行っております。

市町村については、市町村の考えにもよりますが、県としましては、常時通行の支障がないように管理するようという指導は行っております。

議長：

そういった回答でよろしいですか。他にいかがでしょうか。

委員：

これは意見というより希望です。先ほどの説明の中でもございましたが、今回の林道の追加に

つきましては、箇所が全て県有林です。林道の中でも林業専用道については、この説明の冒頭にありました森林・林業再生プランの一つの目玉ということで、ばらばらの個々の小さな森林所有者をまとめて集約化をするためのハードの基盤として出されたものではないかと思います。そういう意味で、県有林は十数万ヘクタールもあって元々まとまっておりますが、小さな森林の所有者にとっては基盤整備を行うことは大変重要なことだと思いますので、今回は色々な理由があって県有林だけということになっているのだと思いますが、今後は県有林以外の民有林についても積極的に、特に林業専用道についてご計画いただくように希望します。

県有林の場合は、所有者が県ですし、広いので計画するのが楽だと思います。個々の所有者の場合は、皆さんの理解や同意、承諾が必要になってきますので、色々手間がかかるとは思いますが、そのあたりについて今後汗をかいていただければありがたいなと思っております。

森林整備課長：

先ほどの林道関係の答弁について、事業担当の治山林道課長から主に技術的な観点からの説明があったかと思います。私は森林整備課長ということで林道事業は担当ではないのですが、国の森林・林業再生プランの全体の組み方について少し勉強する機会があったものですから、解説的にお話をさせていただきます。

委員ご指摘のとおり、林業専用道というのは国の再生プランの中で新しく出てきた概念でございまして、ポイントの一つになっているかと思います。再生プランでは、利用期に入った人工林を積極的に活用して、木材の自給率50パーセントを目指していくということにしていますが、そのためには生産基盤として路網整備を進めなければならない。そうした中で、大規模な林道ではなかなか単価が高くて延長がかせげないということがあり、簡素だけれども山の手入れあるいは木材生産に使い勝手の良いような規格の林道で延長をかせがないといけないだろうという発想が出て参りました。そういう議論の中で、通常的林道のうち、グレードの低いもので、一般の車両の通行というよりは、林道用のトラックがやっと通れるけれども安くできて延長をかせげるといような道をもっと作っていかうと、国において推進しているところです。

本県におきましては、まずは隗よりということで県有林を中心に進めているわけですが、お話のとおり民有林の方もこの流れに乗ってやっていくのが重要な課題かと思います。

それぞれ、地元ごとの色々な思いもございまして、直ちにはいかなないところもあろうかと思いますが、方向性としては民有林も含めてそういう方向でやれるように努力していかななくてはならないと考えております。

議長：

よろしいですか。他にはいかがでしょうか。

委員：

少しピン트가ずれるかもわかりませんが、森林の活用ということで、木材だけではなく森林自体の活用という視点というのはこの計画に入るのでしょうか。山梨県は森林がたくさんありますし、林道がこうやって整備されていくと、森林に入っていきたいというような人たちも出てくるかと思いますが、そういった点で木材の活用という視点とは別に、森林全体の活用というように



ことをこの計画で、もしくは他の部局と連携するというような、そういう発想というのはあるのかどうか教えてください。

森林整備課長：

ただ今のお話でございますが、今回諮問させていただきますのは変更部分だけなので、要整備森林と林道の話だけでございますが、地域森林計画書では、例えば保健機能森林の区域の基準とか、そこにおける施業のやり方ですとか、保健施設の整備に関する指針といったものが書かれております。これについては県独自の項目ではなく、森林法等に基づいて地域森林計画の計画事項の中に入っておりますので、今ご指摘のようなことについては盛り込むようになっております。それを踏まえて、地域のオリジナリティをもった内容について各計画の中に書いていくということになります。

地域森林計画は10年を一期としまして、5年に1回見直す計画でございますので、そのあたりにつきましても5年のサイクルの中でやっていく。ただ、個別に、例えばどこかの大きな施設の何かを改めるというようなことになれば、今回の林道の変更のように個別の変更を諮問するということはありうるということでございます。

議長：

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

委員：

ちょっとよけいな心配になるのですが、作業道にオフロード車あたりが入り込まないかなということ。資料1の7ページには主に林業機械が走行するものと書いてあるのですが、そのへんの考え方はどうなっているのでしょうか。入ってしまっても事故でも起きてしまったら困るなど心配をしているのですが。

議長：

はい、どうぞ。

治山林道課長：

林道、林業専用道等の内、基本的に行き止まりの路線とか、林業専用にするものとかにつきましても、入口にゲートを設置しております。ただし、4輪は入れないかもしれませんが、2輪は入れるようなスペースもあります。それは管理者として最低限の規制をするという範囲でやっておりまして、それを乗り越えて入るようなものについては、そこまで配慮はできないというところが現状でございます。

議長：

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

委員：

林道のことで話がでましたので。山梨県の丹波山村や小菅村には東京都水道局が設置したモノレールの路線がありますが、県内でこういった例が他にもあるのかということと、こういった形での基盤整備の見通しといったものをお聞かせ願えればと思います。

議長：

はい、モノレールのご質問ですけれども。はい、事務局。

治山林道課長：

今ちょっと森林整備課長とも話をしたのですけれども、造林関係、林業用では常時設置しているところはないという状況です。仮設的ということでは、治山工事で、工事の期間中の資材運搬、あるいは作業員の通勤に使っている箇所がございます。

委員：

今後の見通しというのはいかがでしょう。水土保持上も良い面がありますし、あとは遭難対策とか獣害対策にも使えると思うのですが。

森林整備課長：

林内に効率的に入り込む手段として、毛細血管に当たる部分でいくと、作業道と同様にモノレールのようなものもあると思います。ただ、現在、全国ベースでいけば、資源が成熟してきていて木材として出していくところに相当の軸足を国としては置いていて、その方向に本県としても向かっていこうとしているところでございます。やはりトラックあるいは林内作業車で木材を出していくということに後々使うということからすると、作業道が優先されるということになるかと思えます。

一方、非常に地形が急峻なところで、将来的にも何か人が入って作業をするという需要があるところでは、モノレールというのは地表を傷めずに施工できますので、特殊な個々の事例においては有効な場合もあるのではないかと思います。そこは各現場の実際のニーズなどをみていく中で必要なところがあれば、技術的には確立されている工法ですから、使う場合もありうると思います。

ただ、やはり木材自給率50パーセントを目指してという国の全体の流れと、その方向を向いての本県の林政という点では、モノレールは主流にはならないのかなと思っております。

議長：

よろしいですね。これからの研究課題ですね。

それでは意見も出尽くしたようですので、質疑応答を打ち切らせていただいでよろしいでしょうか。

各委員：

(異議なし)

議長：

それでは、諮問のありました「富士川上流及び富士川中流森林計画の変更」について異議のないものと認めてよろしいでしょうか。

各委員：

(異議なし)

議長：

このことについて、異議のないものとして答申することを決定させていただきます。なお、答申書の作成につきましては、会長に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員：

(異議なし)

議長：

それでは、会長一任ということにさせていただきます。

続きまして、説明事項の「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例（仮称）」について議題とします。事務局の説明をお願いします。

森林環境総務課長：

(説明)

議長：

ただ今、山梨県の地下水及び水源地域の保全に関する条例（仮称）の内容について、事務局の説明が終わりました。ご質問がありますか。

委員：

条例の概要について説明いただきまして、ありがとうございました。

この条例は、骨格として大きく二つ、地下水を保全するための事前の届出制度ということと、もう一つは水源地域における土地所有者の所有権の移動の把握というのが骨格としてあるかと思うのですが、目的としては、森林の部分と地下水の部分を一体的に考えていく必要があります、森林が守られることによって地下水も保全されるということがあると思います。森林の整備ということと地下水保全ということを一体的に考えて施策をやっていく必要があるのです、そういうものを是非考えていただきたいと思います。

ここでは特に、地下水というものについて、法的な性格というものが、我が国の法制度では私権です。個人の所有物であり、井戸を掘ればその水は自分のものであるということになっていますが、実際、地下水というのは、地下水脈をゆっくりと流れて、やがてそれが河川の表流水にもなっていくという、循環するウォーターサイクルの一環だということを、この際ですので、県民の方にも広く啓発をして認識をしていただく必要があるのではないかと思います。

ということで、この条例を作ることは非常に有意義だと思うのですが、地下水の水循環の仕組みのようなことを、わかりやすく県民に周知することが今後必要ではないかと思っておりますので、そのあたりについてどのようにお考えなのか教えていただければと思います。

議長：

はい、事務局。

森林環境総務課長：

今、委員ご指摘のことにつきまして、条例の基本理念の中にはっきりと水循環という概念は謳ってございます。基本理念に、「水循環の一部をなすものであり、地下水は公共の利益に沿うように利用されなければならない」というような文言を以て、掲げております。また、条例制定の暁には、ホームページ等、色々な媒体を使って周知をして参りたいと考えてございます。

委員：

わかりやすい広報がやはり必要だと思うのですが、例えば甲府盆地の横断図を示して、甲府盆地自体が地下水盆である、所謂、地下水の入れ物であるということがビジュアル的にわかりやすいものを資料として県の広報誌に載せる、あるいはホームページに載せるといったようなことをぜひお願いしたいと思っております。そのあたりはご検討されているでしょうか。

森林環境総務課長：

水資源の実態調査ということを先ほど申し上げましたが、その中にはそういった概念図が成果品として出ているところでございます。こちらはすぐにホームページの掲載とか、その他、色々委員からご指摘のあったような機会を通じて、県民の皆様の目に触れて、水の循環という概念をわかりやすくお知らせするという事に努めて参りたいと思っております。

議長：

よろしいですね。他にこの件について何かご意見、ご提言ありましたら。

委員：

水源地域の指定と、所有権等の移転等の事前届出について教えてほしいのですが、水源地域の指定はすごく重要だと思います。この地域の指定については、知事が指定されるということですが、そこが個人の所有だったりする場合は、その所有者の意見はどのように反映されるのかということがまず一点。

それから、事前の届出について、土地の所有権が移動する時に事前の届出をする場合に、山梨県として、その人に売ってほしくないような人が買い手だった場合に、県はどのような対抗策をとれるのか教えてください。

森林環境総務課長：

水源地域の指定については、資料の4ページにも書いておられますとおり、あらかじめ市町村長

のご意見を聞いて行うということがございます。また、地域の指定をする場合に、あらかじめ案を公告し、縦覧に供しまして、その後地域を指定するというので、あらかじめ皆さんにお示した中で、利害関係人等からご意見をいただくという形になります。

それから、事前届出の関係でございますが、土地取引、売買契約については私権の行使という問題がございまして、これを真正面から第三者が良い、悪いと言うのはなかなか難しいと思えます。公共の福祉に反しない限りということで、この制度に謳っております。

助言につきましても、資料4ページに勧告等というのがございますけれども、あくまでも勧告等は、届出制度のテーブルに乗っていただけない場合に勧告するという形になっておりまして、助言に従わないからといって勧告をするということは、財産権の侵害のおそれがあります。

あくまでも行政指導の範囲内で、助言していくということです。

森林整備課長：

今、条例全体を所管しております森林環境総務課長からご説明させていただきました。私は森林整備の担当ということで、補足をさせていただきます。

一点目の水源地域の指定でございますが、実はこれは9月の県議会でも質問がありました。その時点ではまだ条例の案自体がパブリックコメントの最中ということもありまして、12月議会でご審議いただくということなので、知事の決める地域指定の仕方までは具体的な案を持って説明はできなかったのですが、実は、事前の届出の条例には先行事例がございまして、その中で、非常に広域に、誰その土地というのではなく、ある町の森林のうちの水源涵養上重要なところを大字のような単位で指定してしまうというようなタイプの県もございまして、そういうかけ方を参考にしたいと申し上げているところです。具体的にどうするかということは、条例と併せて検討しているところでございます。

そうすると、全体を大きく網掛けすることになるので、民地だろうと何だろうと皆入ってきてしまうということになりうるのですが、その中で、例えばこれが地目によるのか、あるいは地域森林計画の対象森林の範囲によるのか、このあたりも検討事項なのですが、こういう土地は届出の対象になりますということを、別に規則で規定していくということを検討しております。

それともう一点の、好ましからざる方への所有権の移転という話ですが、所有者の人格や主体の属性をもって、助言なり勧告なりを行うということはないと思えます。水源涵養機能を発揮する上で一番大事で面的にも大きいのは森林になるかと思いますが、森林に関しては森林法に基づき保安林でしたら色々な規制がございまして、また、普通林についても森林計画制度に基づいて、きちんと森林整備をしてくださいということになっております。従わない場合には、指導や、行政的な命令あるいは罰則がありますので、そのことについて、あらかじめ所有権を移転する前に、森林にはそういう既存の規制があるので、きちんと守ってくださいと行政指導を行っていくこととなります。あるいは、市町村長が、ここは水源涵養上、法令に基づくものではないけれども、地域行政として大変重視している地域なので、こういう配慮をしてくださいという話をあらかじめ県行政として聞いていけば、そういう地元の意向に配慮して、開発するとなれば開発していただきたいことを申し上げていくということになるかと思えます。

誰であったとしてもきちんとやってくださいということをお願いしていくということになるのではないかと考えております。

委員：

非常に重要なことだと思しますので、ぜひよろしくをお願いします。

議長：

よろしいですか。

委員：

勉強のために質問させていただきたいのですが、条例の資料の1ページ目に、山梨県の地下水の利用と涵養の現況とあります。これを興味を持ってよく見ていたのですが、左下に「降水量が減少傾向（最近50年間で8パーセント程度減少）」と書いてあります。このデータでいうと、最新のデータは2009年ですから、50年前というとなら1959年になります。ちょうどそれより2、3年後に1,000ミリを切って下がっています。そこから50年間をみると、あくまでも図で見た限りそこから8パーセントも下がっているようには見えないのですが、50年より前は、ばらつきはあるものの下がっていますが、ここ50年は横ばいか、むしろちょっと降水量が増えているように見えます。図の作り方なのか、私の目が悪いのかよくわかりませんが、8パーセントの減少とは何なのかと思います。

それからもう一つ、工業用水の取水量というのが右上にあります。これは日あたりの立米で、その下の図の地下水の推計賦存量の推移は百万立米が単位ですから単位がだいぶ違うのですが、単位を合わせて年に直して計算すると、工業用水に限っては、取水量は、最近は若干落ち気味ですが、一年間でいくと3千万から4千万立米になります。これに対して地下水は、33億立米で、多分取水量はこの1パーセントくらいの感じがします。工業用水だけではなく、生活用水も農業用水もあるので、一概には言えませんが、切羽詰まった感じがあまりしないのですが、こういう条例を作る必要性というか、本当に困っているというのがどこにあるのか、教えていただければと思います。

議長：

はい、事務局。

森林環境総務課長：

降水量の減少傾向につきましては、手元に具体的なデータを持っておりませんので、後ほどお示しさせていただきます。

それから、賦存量に対しての取水量が少なく、枯渇等のリスクが感じられないという趣旨のご質問かと思いますが、条例の制定にあたっては水資源実態調査を実施し、県内を21のエリアに分けて水収支の計算をいたしました。ご指摘のとおり、近々に水資源が枯渇に至るといった危険性ははっきりとは出てはおりません。市町村の条例の中では許可制であるとか厳しい制度を持っているところもございすけれども、県につきましてはあくまでも利用実態の把握に主眼をおきまして、届出制という形にさせていただいているということでございます。

明らかに水が枯渇するというリスクがあるとすれば、地域指定なりを行って、許可制により、

直接的に取水のコントロールを図るという手法があろうかと思いますが、そこまでは必要ないという判断で届出制にしております。

部付主幹：

補足をいたします。ご質問の雨量の関係ですが、確かにこれは毎年の変動がかなり激しい中でのデータとなっておりますが、これは、それぞれの年の前後5年間の平均をもってその年の雨量として傾向をつかみつつ、それが推移していくような作りになっております。傾向としてみれば、多少降水量が増えているような年もありますけれども、その前後も含めて全部平均してみますとマイナス8パーセントということになっております。

それから、工業用水と賦存量の関係ですが、工業用水自体は、製造品出荷額とかなり関連があります。つまりは景気によりまして近年は減少傾向となります。

ただし、使用量だけではなく、蒸発散量もありますので、土地利用の形態からみると、30年間で水田とか畑地がかなり減ってきており、その代わり市街地、宅地はかなり増えているというところがありまして、それらにつきまして先ほど説明しました調査をかけたところ、賦存量全体は減少傾向にあるという状況になっております。

議長：

よろしいですか。

委員：

ちょっと教えていただきたいのですが、この条例は、全国で同じようなことを検討されているところがあるのか、また、こういう条例が既にできているのか教えてもらいたいのですが。

森林環境総務課長：

この種の条例につきまして、他県でいうと、地下水採取のタイプと、水源地域の土地取引のタイプと二つのタイプがございます。これをドッキングしているのは、本県が初めてでございます。

地下水の適正な採取につきましては、最近であれば熊本県が、水循環に着目した条例を作っておりますし、かつて、70年代に地盤沈下が公害として問題になった時には、各県で公害防止条例という形で作られていたという状況がございます。

それから、水源地域の土地取引の方につきましては、北海道、埼玉、群馬、そして9月に茨城県で条例が制定されてございまして、それ以外にも検討している県がいくつかあるという状況でございます。

議長：

山梨県の制定予定はいつですか。

森林環境総務課長：

12月です。

議長：

よろしいでしょうか。それでは色々と意見がでておりますが、最近の水資源の確保というようなことは、これからの課題として重要になっていくと思いますし、全国的にも非常に関心が高まっているところであります。また皆さんの意見を十分取り入れながら、この条例制定に向かっていていただきたいと思います。この内容は諮問事項ではありませんので、答申はございませんが、制定状況等については、本審議会に報告していただければと思います。

以上で、地下水及び水源地域の保全に関する条例の説明、内容等は終わらせていただきます。

最後に、その他についてですが、本日の審議、説明事項以外で何かありましたら発言をお願いします。

委員：

要望ですが、山梨県の面積の78パーセントが森林というお話がありましたので、ぜひ再生可能エネルギーの一つということで、県産木材のバイオマス利用を進めていただければと思っております。よろしくお願いします。

議長：

要望ですね。他に何かございますか。

各委員：

(特になし)

議長：

事務局から何かありますか。

事務局：

(特になし)

議長：

それでは、予定された事項については、すべて終了しましたので、議長の役割を終わらせていただきます。ご協力、ありがとうございました。

以上